

議 案 名	富士見市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	下水道法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、富士見市下水道条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	(1) 下水道法施行令の一部改正に伴い、第13条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものです。 (2) その他文言整理 ・ 該当条文 第6条第3号 第6条第4号 第13条第1項 第13条第1項第10号
施 行 日	令和7年4月1日

富士見市下水道条例（昭和56年条例第36号）新旧対照表

新	旧
<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の<u>内径及び勾配</u>は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面^{きよ}積は同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の<u>中欄に掲げる排水管の内径及び右欄に掲げる勾配</u>と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 雨水を排除すべき排水管の<u>内径及び勾配</u>は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面^{きよ}積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の<u>中欄に掲げる排水管の内径及び右欄に掲げる勾配</u>と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の<u>内径は</u>_____、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面^{きよ}積は同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の<u>右欄に掲げる内径の排水管</u>_____と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 雨水を排除すべき排水管の<u>内径は</u>_____、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面^{きよ}積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の<u>右欄に掲げる内径の排水管</u>_____と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>(略)</p>

(除害施設の設置)

第13条 次の各号に掲げる物質又は項目につき、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる____項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2・3 (略)

(除害施設の設置)

第13条 次の各号に掲げる_____項目につき、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げられる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2・3 (略)